

平成 2 1 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(消費者行政関係)

平成 2 0 年 7 月 1 7 日

全 国 知 事 会

## 4 地方が主役となる消費者行政の見直しについて

消費者行政一元化等の見直しに当たっては、身近な消費生活に関わる行政が地方自治そのものであり、消費者に現場で対応している地方自治体こそが重要な役割を担っている実態を踏まえ、地方自治体が効果的な消費者行政を強力に推進することができるよう、制度設計を行うこと。

### 【背景・理由】

昨今、食品の不正表示、冷凍餃子による中毒事件など、食の安全への信頼を裏切り、国民生活を脅かす事態が多発している。

また、複雑、巧妙化する悪質商法、振り込め詐欺等により、消費者の平穏な生活が危険にさらされている。

このような中、国においては、各省庁縦割りとなっている消費者行政を一元的に推進するための強い権限を持つ新組織（消費者庁）の創設や、地方の消費生活センターと国を結ぶ全国ネットワークの構築などを内容とする「消費者行政推進基本計画」が閣議決定された。

生活の安全、安心を図ることは、地方行政の中心となる重要課題であり、地域の実情に応じて様々な創意工夫のもと、消費者行政についても、地方自治体がきめ細かな対策を進めているところである。

このように消費者行政を効果的に推進するためには、消費者に身近で日常的に接する地方自治体の役割こそが重要であり、消費者行政の見直しの制度設計に当たっては、地方分権を一層進めることにより、地方における消費者行政が強化されることが、対策の基本とならなければならない。

また、国民や地方自治体にとっても、消費者行政の仕組みが一貫した分かりやすいものとなるよう、新組織と関係省庁の役割や権限が明確にされる必要がある。

さらに、地方の消費生活センターの充実強化を前提とした全国ネットワーク構築に当たっても、消費者に身近な地方自治体の現場こそが、地域の実態に即した消費者行政の展開の場であることを踏まえ、地方の実情や特性に十分に配慮することが必要である。

### 【具体的な要望事項】

消費者行政の見直しに当たっては、消費者に身近な地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方の消費者行政が効果的且つ有効に推進できるよう、制度の設計を行うとともに、新組織と関係省庁の役割や権限を明確にすること。

- (1) 消費者に身近な地方自治体において、事故未然防止や被害拡大の防止のため、相談・苦情に迅速に対応し、実効性ある事業者指導が実施できるよう、改善命令や営業停止処分等の規制権限を幅広く都道府県に移譲

すること。

- ( 2 ) 国民生活センターと消費生活センターを結ぶ全国ネットワークの構築に当たっては、画一的な制度でなく、小規模の町村や地域の実情に配慮し、地方の自主性を重んじた仕組みとすること。
- ( 3 ) 組織強化や権限移譲等に伴い、地方自治体に生じることとなる新たな財政需要については、これを別枠で確実に手当てすること。

